

# 共済貯金変更依頼書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

申込日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

加入者	所属所名 <b>①</b>	〇〇市		
	組合員証記号番号	右詰めで記入	123	12345
	組合員氏名	共済 太郎		印 
積立変更	令和 ○ 年 ○ 月分から ※ 変更希望月の前月25日まで に共済組合に提出してください。	定時積立	毎月	<input checked="" type="checkbox"/> 5000 円に変更
		特定月積立	6月	<input checked="" type="checkbox"/> 2000 円に変更 <b>③</b>
			12月	<input checked="" type="checkbox"/> 3000 円に変更

**④**

所属所の確認

事務担当者様は記載内容についてご確認のうえ、上記枠内に✓を入れてください。

— 印は1枚目~3枚目に押印してください

- 【注意】
- 積立額は、月の25日までにこの変更依頼書の提出があった場合（共済組合必着）、翌月分から変更となります。（26日以降の提出の場合は翌々月以降からの変更となります。）
  - 変更を希望する積立すべてにを入れ、金額を記入してください。積立を停止する場合は、停止を希望する積立すべてにを入れ、金額を記入せず提出してください（この場合は、停止希望とみなします）。
  - 非課税者に係る非課税貯蓄限度額の変更、異動事項の変更等は別途、非課税に関する申告書により提出してください。
  - 誤って記入した場合は訂正印を押印してください。

(R3.7)

- ① 申込日・所属所名・組合員証記号番号・組合員氏名を記入して押印してください。
  - ② 変更を希望する月を記入してください。**変更希望月の前月25日までに提出してください。**
  - ③ 積立額を変更する**積立すべてにを入れ、変更する金額を記入**してください。
    - 定時積立の額を変更する場合は「定時積立（毎月）」にを入れ、金額を記入してください。
    - 特定月積立（6月）の額を変更する場合は「特定月積立（6月）」にを入れ、金額を記入してください。
    - 特定月積立（12月）の額を変更する場合は「特定月積立（12月）」にを入れ、金額を記入してください。
    - 積立を停止する場合は、**停止する積立にを入れ金額を記入せず**に提出してください。
  - ④ **共済事務担当者の方は必ず記載内容についてご確認の上、所属所の確認欄に✓をいれてください。**
- ※ **押印は2枚目以降も必ずしてください。誤って記入した場合は訂正印を押印してください。**